



音楽・放送番組等の分野の実演家と 芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書 (クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査)

令和7年3月14日
公正取引委員会

調査趣旨

- ◆ アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツは、我が国の誇るべき財産であり、技術進展により、コンテンツの競争力の源泉は、クリエイター個人に移りつつある。
 - ◆ 他方で、我が国のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される環境を整備するため、クリエイターへの適切な収益還元を阻害する取引関係等の是正に着手する必要があるとの指摘がある。
 - ◆ コンテンツ産業活性化戦略（令和6年6月21日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」において策定・明記）において、「実演家等が働きやすい環境を作るためには、取引慣行を是正していくことが不可欠である。現下の技術革新の中で、コンテンツ産業については、個人の創造性に重点が移りつつあることに鑑み、公正取引委員会の協力の下、優越的地位の濫用等を防止し、個人を守ることに力点を置いて、音楽・放送番組の分野の取引慣行等について実態調査を行」うとされた。
- 
- ◆ クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組等の実演家（アーティスト、俳優、タレント等）とその所属する芸能事務所との契約等について本調査を実施。

調査方法

- 期間：令和6年4月～令和6年11月

アンケート調査

- 対象：芸能事務所
- 送付数：2,628名
- 回答数：810名
- 回収率：30.8%

情報提供フォーム

- 回答数：計901名

ヒアリング調査（計95名）

対象者	人数
実演家	29名
芸能事務所	37名
放送事業者・番組制作会社	10名
レコード会社	8名
事業者団体	9名
有識者（弁護士）	2名

放送事業者・番組制作会社

- 放送事業者：日本放送協会、地上系民間放送事業者及び衛星放送事業者
- 番組制作会社：放送事業者から受託して番組を制作する事業者

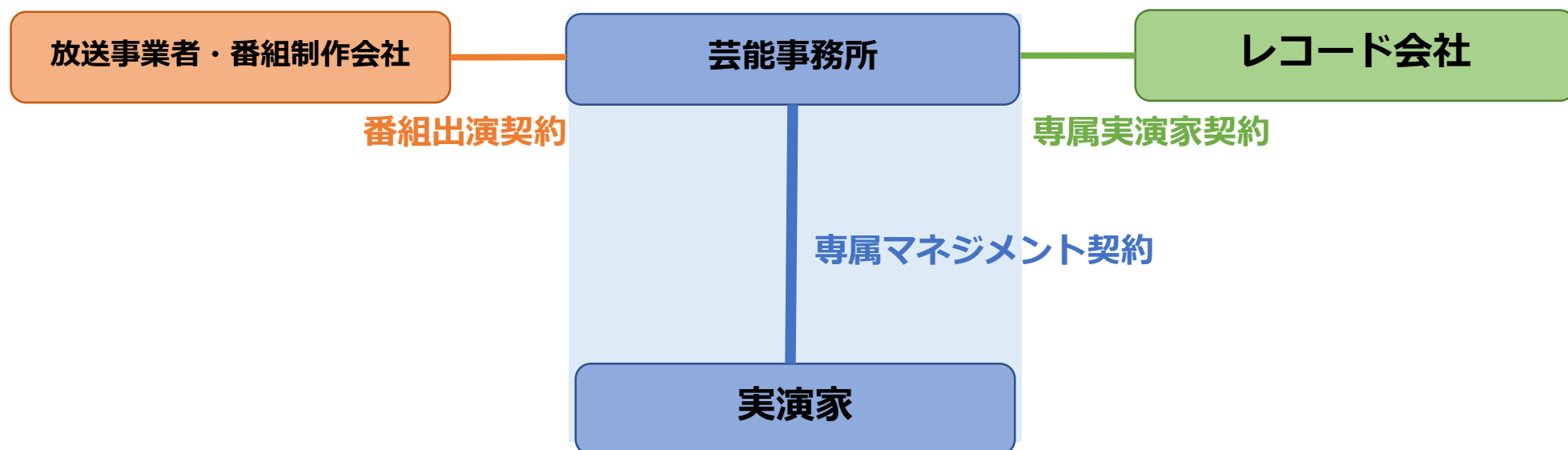
芸能事務所 実演家

- 芸能事務所：実演家のために、放送事業者等と交渉して又は自ら芸能活動の場を提供したり、実演家のスケジュール管理を行ったりする事業者
- 実演家：俳優、演奏家、歌手など（著作権法第2条第1項第4号参照）

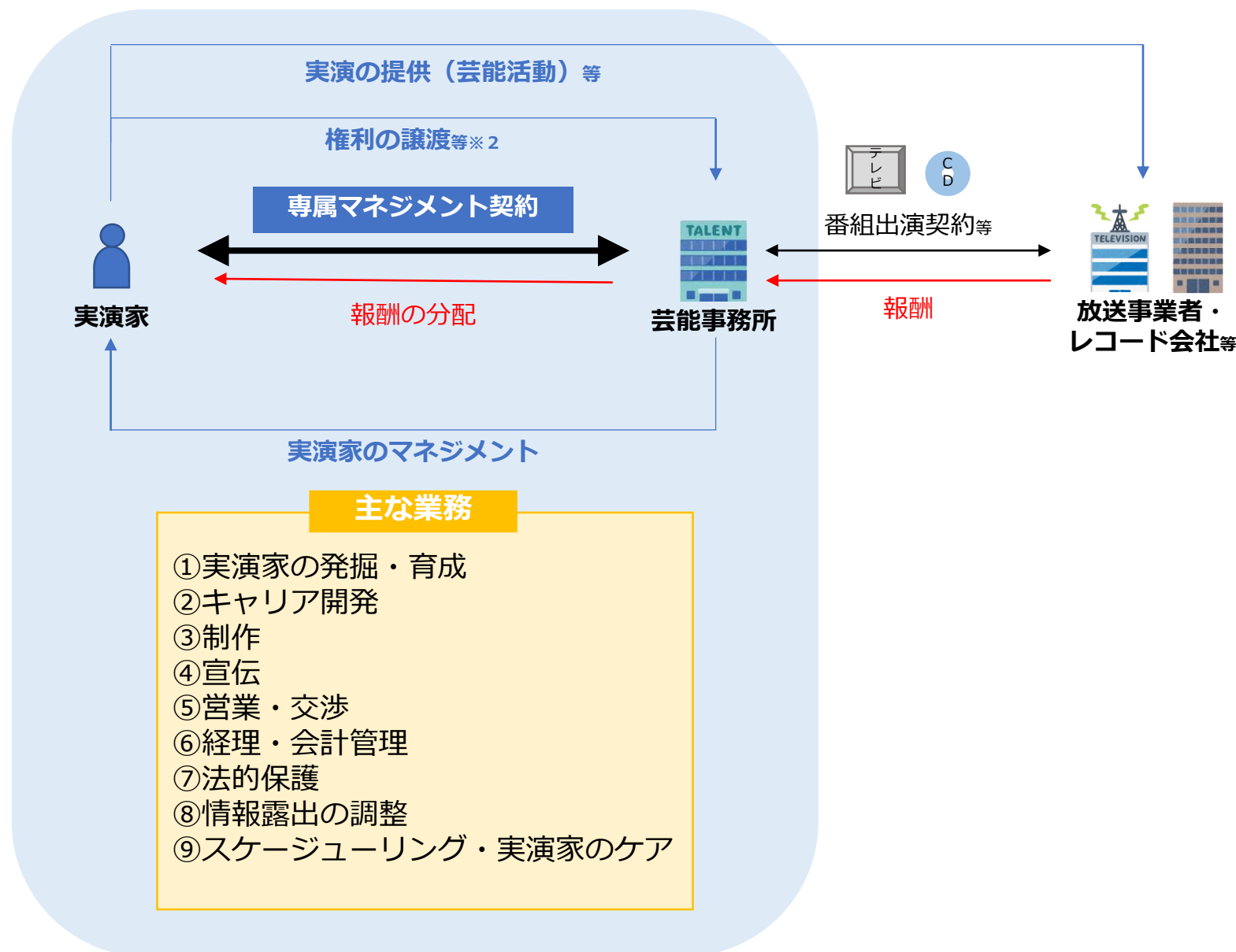
レコード会社

- 原盤（楽曲を元に実演された音を固定した音源）の企画、制作、製造、販売、宣伝等を行う事業者

各取引主体間の契約

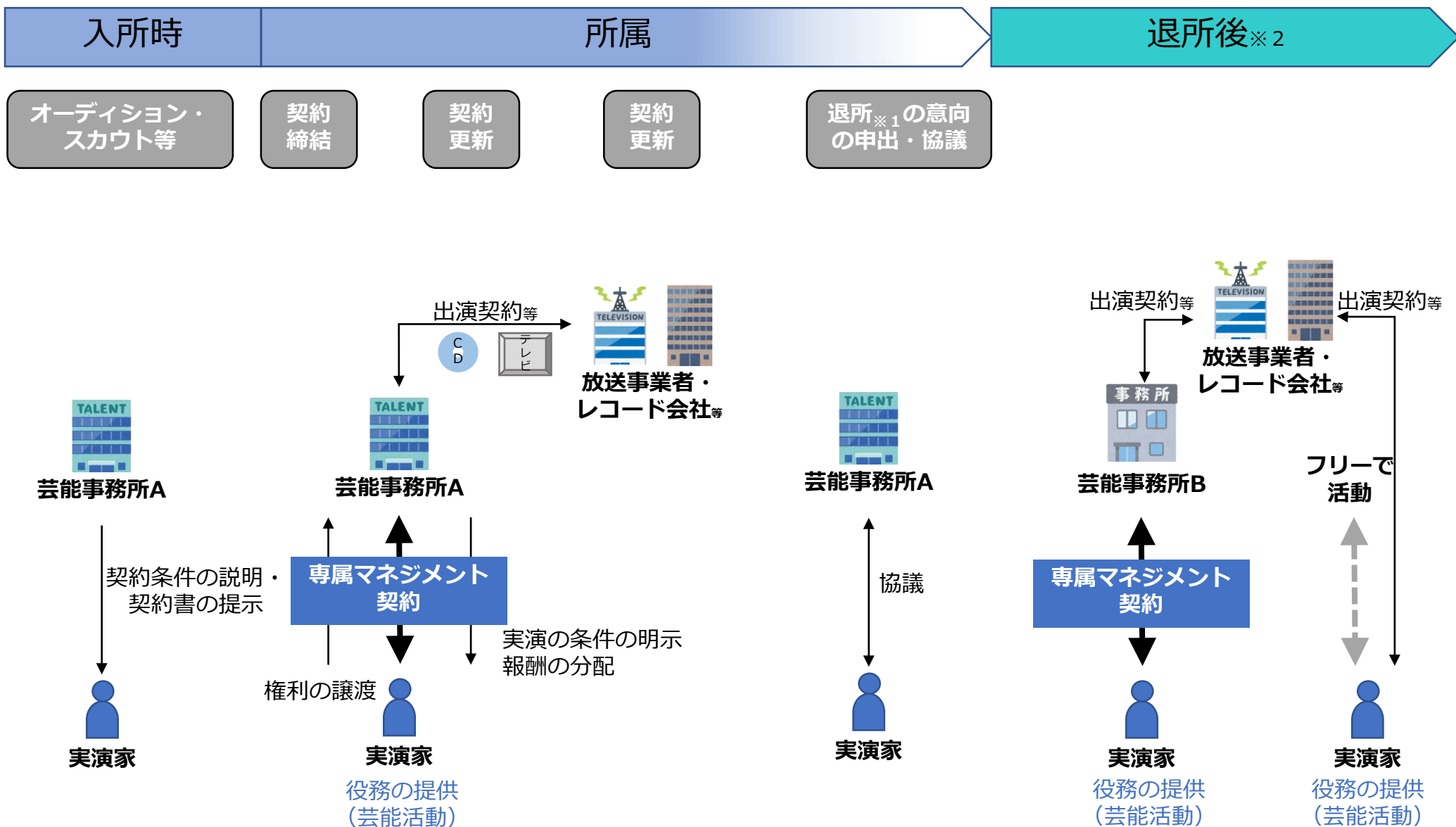


※専属マネジメント契約、番組出演契約及び専属実演家契約の詳細は、次頁以降を参照。



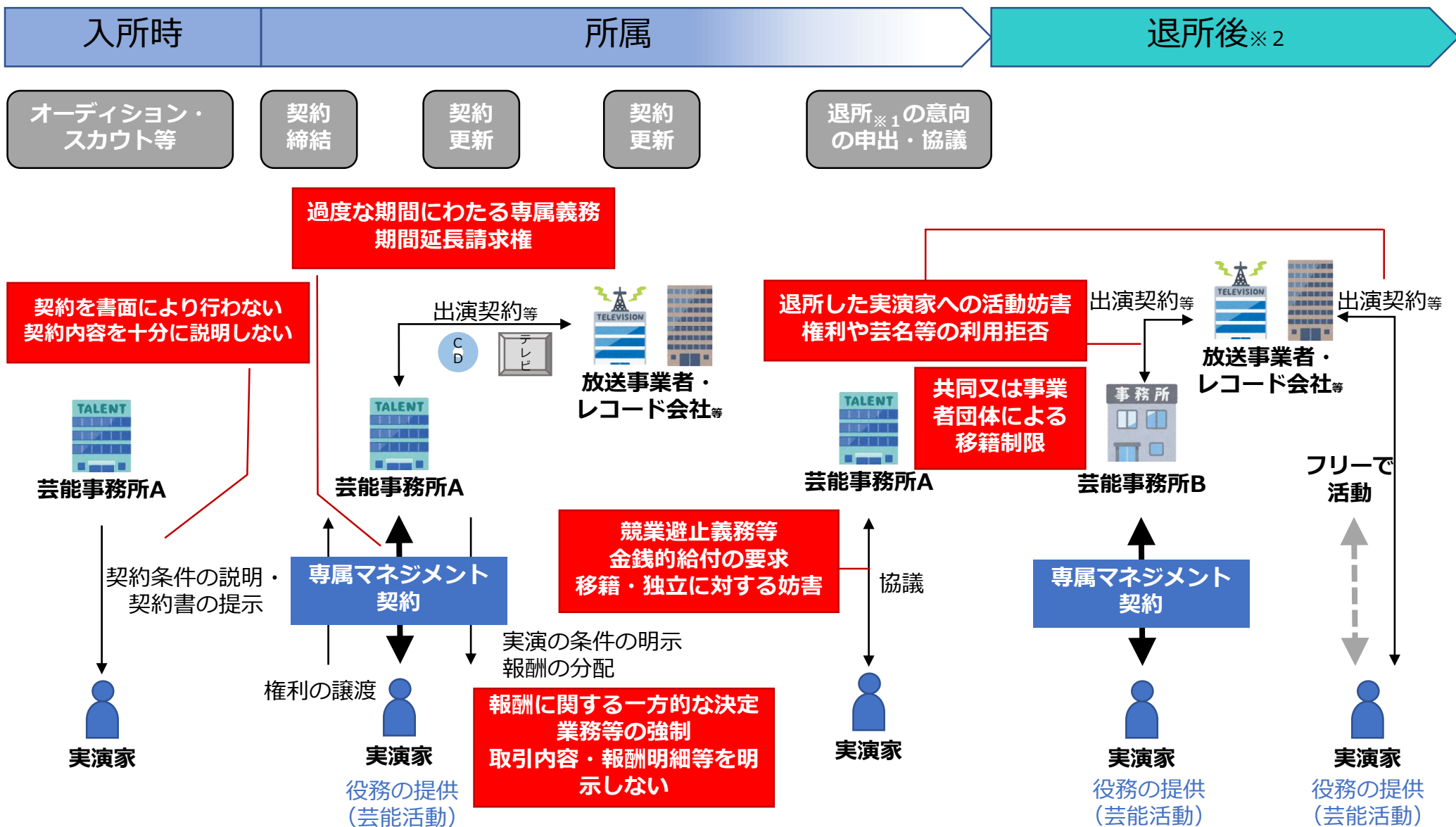
※1 本調査を踏まえて典型的な取引の一例を示しているが、実演家と芸能事務所の実際の取引関係等は多様である。

※2 例えば、過去出演したテレビ番組の映像の一部を第三者が使用することを許諾する権利など。



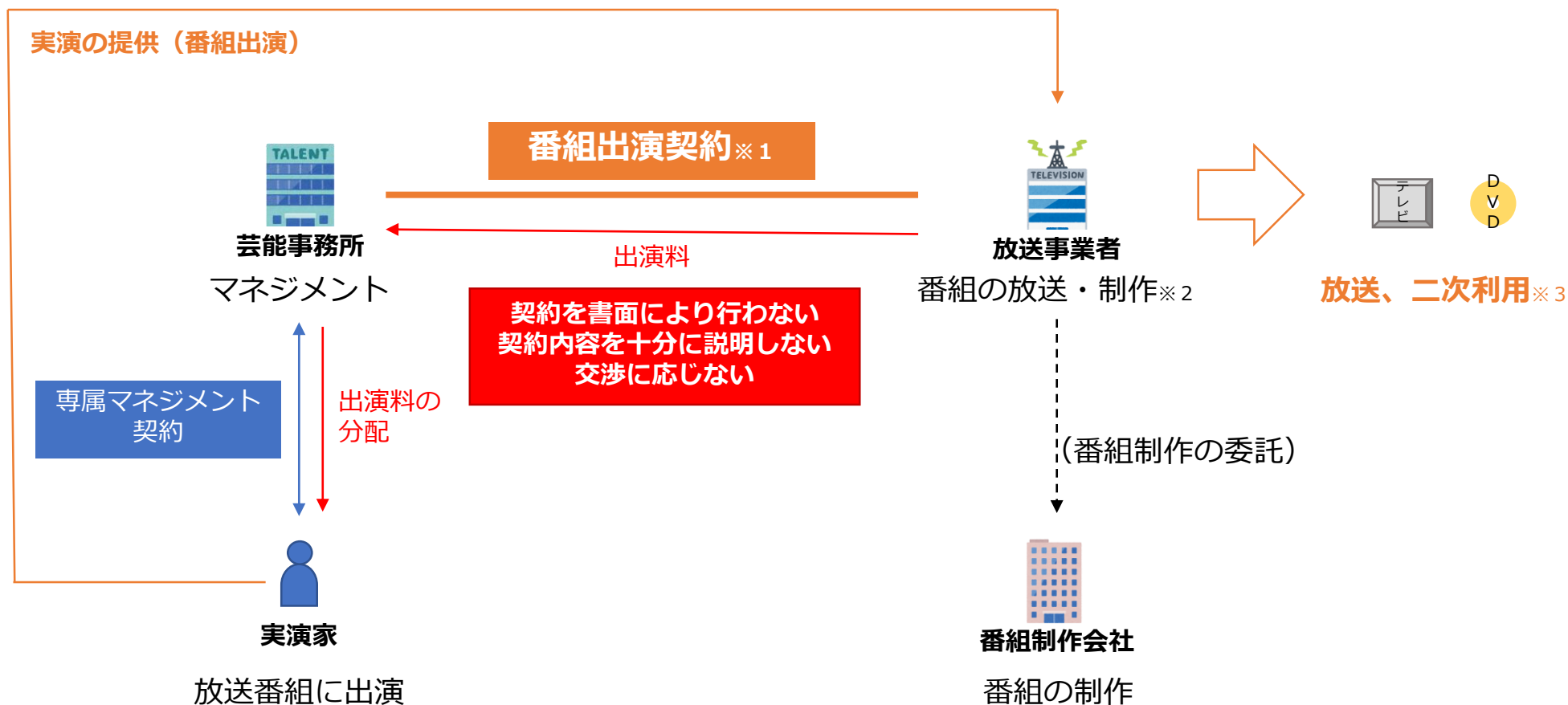
※1 退所（契約を更新しない又は解除する旨）の申出は、実演家が行う場合も、芸能事務所が行う場合もある。

※2 退所後、移籍・独立をせず、芸能活動を行わない実演家も存在する。



※1 退所（契約を更新しない又は解除する旨）の申出は、実演家が行う場合も、芸能事務所が行う場合もある。

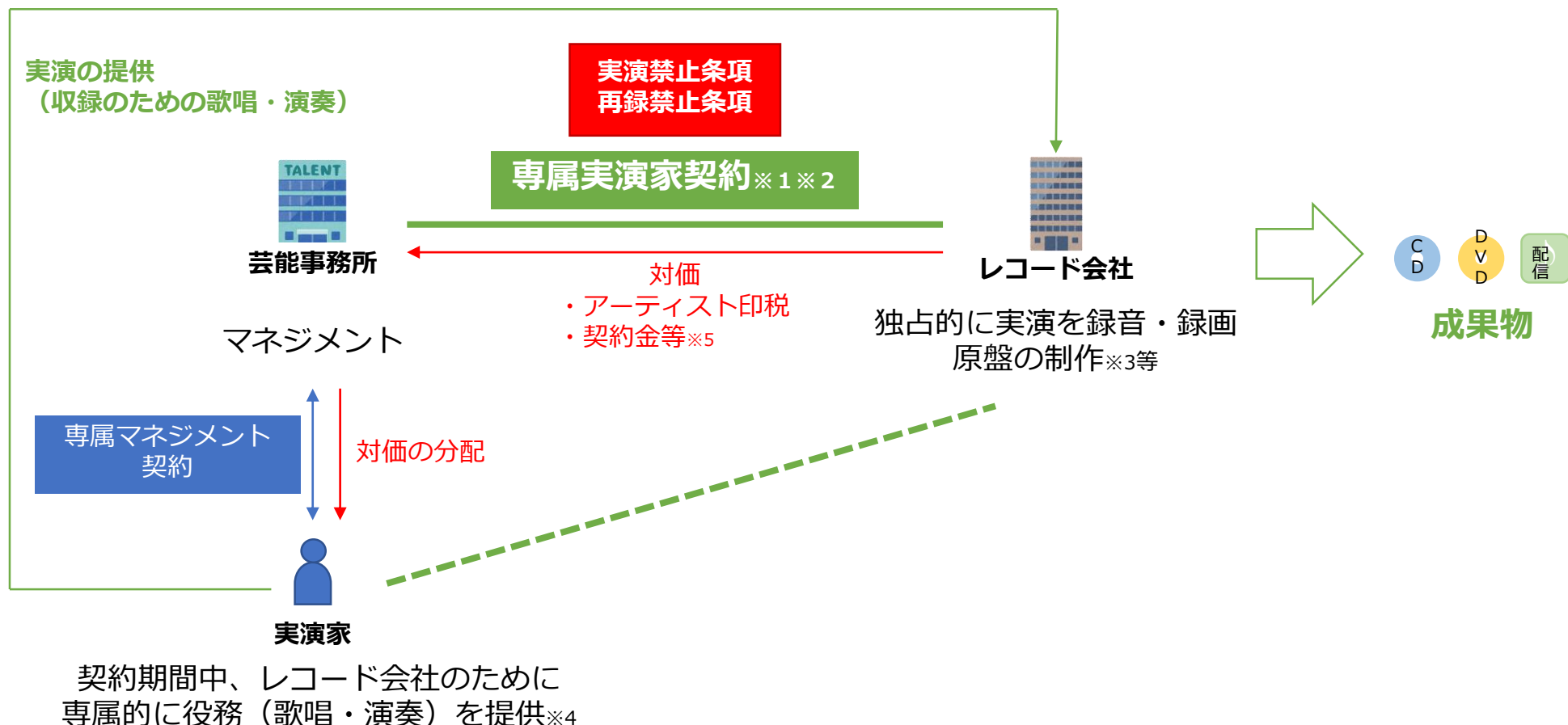
※2 退所後、移籍・独立をせず、芸能活動を行わない実演家も存在する。



※1 実演家が芸能事務所に所属していない場合は、放送事業者は実演家と直接契約を締結する。

※2 番組制作を番組制作会社が受託する場合は、芸能事務所は番組制作会社との間で番組出演契約を交わすこともある。

※3 二次利用の例として、DVDやインターネット配信が挙げられる。二次利用の対価は、一定回数又は範囲までは番組出演契約の際に支払われる出演料に含まれることが多い。



- ※1 破線で示すように、レコード会社と実演家の二者間又はレコード会社、芸能事務所及び実演家を含む三者契約の場合もある。
- ※2 専属実演家契約には、一般的に、実演禁止条項（レコード会社と芸能事務所・実演家との契約終了後の一定期間、実演家による当該レコード会社以外における収録のための実演（原盤制作、配信等）を行うことを禁止する条項）や再録禁止条項（レコード会社と芸能事務所・実演家との契約終了後の一定期間、実演家が当該レコード会社において既にリリースした楽曲等に係る収録のための実演を行うことを禁止する条項）が含まれている。
- ※3 原盤の制作は、レコード会社が単独で行う場合もあれば、芸能事務所や音楽出版社等と共同で行う場合もある。原盤権の取扱い等は原盤契約において別途取り決められる。
- ※4 ただし、放送事業者による放送のみを目的とした収録や、レコード会社から事前に承諾を得た実演の収録は除外される場合もある。
- ※5 契約金等は発生しない場合もあり、レコード会社と芸能事務所の間で別途取り決められる。

		独占禁止法・競争政策上問題となり得る行為	違反となり得る類型
実演家と芸能事務所の取引	専属義務の期間	◆ 過度な期間にわたる専属義務 ◆ 期間延長請求権	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
	競業避止義務等	◆ 競業避止義務等	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
	移籍・独立に係る妨害行為	◆ 金銭的給付の要求	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引、取引妨害、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
		◆ 移籍・独立を希望する実演家に対する妨害	優越的地位の濫用、取引妨害
		◆ 移籍・独立した実演家に対する妨害	取引妨害
		◆ 共同又は事業者団体による移籍制限	不当な取引制限、共同の取引拒絶
	実演家の権利に対する行為	◆ 成果物に係る各種権利等の利用許諾	取引拒絶
		◆ 芸名・グループ名の使用制限	取引拒絶、取引妨害、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
	実演家の待遇に関する行為	◆ 報酬に関する一方的決定 ◆ 業務等の強制	優越的地位の濫用
	契約の透明性を妨げる行為	◆ 契約を書面により行わないこと・契約内容を十分に説明しないこと	優越的地位の濫用を誘発する行為、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
		◆ 取引内容を明示しないこと ◆ 明細等を明示しないこと	優越的地位の濫用を誘発する行為
放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引	取引条件	◆ 契約を書面により行わないこと・契約内容を十分に説明しないこと	優越的地位の濫用を誘発する行為
		◆ 交渉に応じないこと	優越的地位の濫用
レコード会社と芸能事務所・実演家の取引	契約終了後の活動制限	◆ 実演禁止条項 ◆ 再録禁止条項	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引

※ 問題となり得るとして列挙したこれらの行為が実際に独占禁止法上問題となるかどうかは、個別事例ごとの具体的態様に照らして判断されることとなる（以下同じ。）。

- ◆ 独占禁止法上問題となる行為の未然防止の観点から、芸能事務所、放送事業者等、レコード会社、関係事業者団体等の関係事業者に対して、本報告書の内容を周知。
- ◆ 芸能事務所の主要な事業者団体に対して会員等である芸能事務所への本報告書の内容の周知を要請、特に「共同又は事業者団体による移籍制限」について注意喚起。
- ◆ 関係省庁と連携しつつ、関係事業者による取組の進捗を注視するとともに、独占禁止法違反行為がある場合には厳正・的確に対処。
- ◆ 本報告書の内容を基に、独占禁止法及び競争政策上の具体的な考え方を示す指針を策定、公表する予定。
- ◆ 映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を実施する予定。

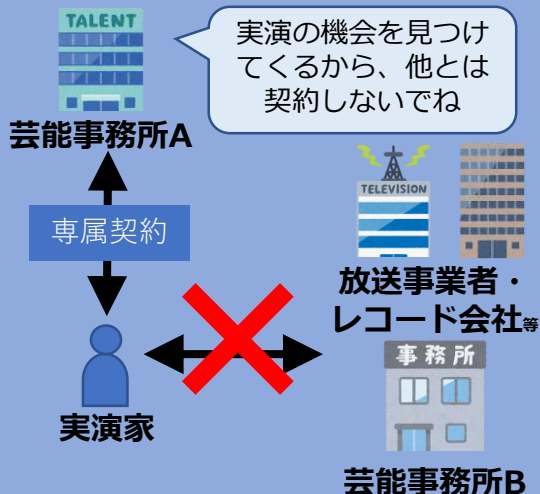
概要

- ・ 芸能事務所と実演家との取引については、フリーランス・事業者間取引適正化等法、下請法及び独占禁止法の適用が考えられる。
- ・ 芸能事務所がフリーランス・事業者間取引適正化等法の「業務委託事業者」（第2条第5項）又は「特定業務委託事業者」（同条第6項）に該当すれば、芸能事務所に対して同法の適用が考えられる。フリーランス・事業者間取引適正化等法に違反する行為が、同時に独占禁止法や下請法にも違反する場合、公正取引委員会は、原則として、フリーランス・事業者間取引適正化等法を優先的に適用する。
- ・ 芸能事務所が下請法の「親事業者」（第2条第7項）に該当すれば、下請法の適用が考えられるが、独占禁止法との関係では、公正取引委員会は、原則として、下請法を優先的に適用する。

フリーランス・事業者間取引適正化等法や下請法に違反し得る行為	主な適用条文
移籍・独立に係る金銭的給付の要求	不当な経済上の利益の提供要請（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号、下請法第4条第2項第3号）
報酬に関する一方的決定	買ったたき（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第2号、下請法第4条第1項第5号）
業務等の強制	不当な経済上の利益の提供要請（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号、下請法第4条第2項第3号）
契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと	取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条）、書面の交付義務（下請法第3条）
実演家に対する実演等に係る取引内容の明示	取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条）、書面の交付義務（下請法第3条）
契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと、交渉に応じないこと	取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条）、書面の交付義務（下請法第3条）

参考資料

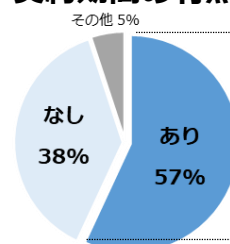
専属義務とは



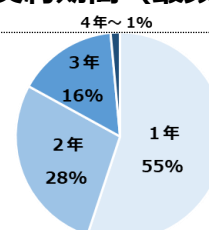
調査結果

- 専属義務とは、実演家が契約している芸能事務所のみと取引をしなければならないという義務である。
- アンケート調査では、約6割の芸能事務所が「契約期間がある」とし、そのうち、契約期間について「1年」が約6割、「2年」が約3割であった。また、契約期間がある芸能事務所のうち、約9割の芸能事務所が、契約の更新について自動更新としていた。

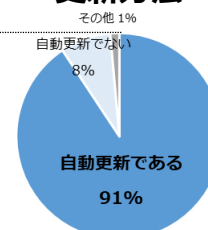
契約期間の有無



契約期間（最頻）



更新方法

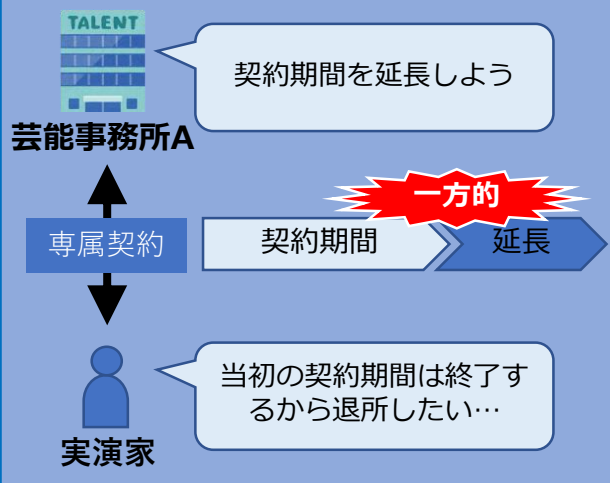


独占禁止法上の考え方

実演家に対する育成費用を回収するという目的の達成のために合理的な必要性かつ手段の相当性が認められる範囲で専属義務を課し、実演家を拘束することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、例えば、

- 実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、**育成費用の未回収分の回収という目的に照らして過度な期間にわたり専属義務を課すことにより実演家を拘束し、実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用**として独占禁止法上問題になる。
- 芸能事務所が、育成費用の未回収分の回収という目的に照らして過度な期間にわたり専属義務を課すことで、**他の芸能事務所が実演家を確保できなくなることなどにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、排他条件付取引又は拘束条件付取引**として独占禁止法上問題となる。
- 芸能事務所が、実演家と契約するに当たり、**専属義務の期間について、十分な説明を行わず、又は虚偽若しくは誇大な説明をし、これにより、実際の契約内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、他の芸能事務所と取引し得る実演家を自己と契約するように不当に誘引する場合には、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引**として独占禁止法上問題となる。

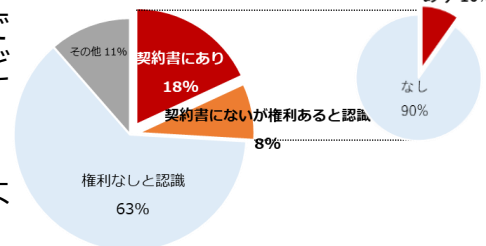
期間延長請求権とは



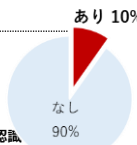
調査結果

- 期間延長請求権とは、契約満了時に実演家が退所を申し出た場合でも、芸能事務所のみ判断で契約を一方的に更新できる権利である。
- アンケート調査では、約4分の1の芸能事務所が期間延長請求権を有していると認識しており、そのうち、実際に期間延長請求権を行使したことがある芸能事務所は約1割（有効回答数全体の約2%）であった。
- ヒアリング調査では、期間延長請求権を行使した事例はほとんどなかった。その理由として、「行使することで無理矢理継続させても、良い実演が期待できない」などの回答があった。
- 期間延長請求権を規定する目的として「育成費用の回収」を挙げる芸能事務所が存在する一方、移籍金等による金銭的解決の方がメリットがあるとの回答もあった。

権利の有無



行使の有無



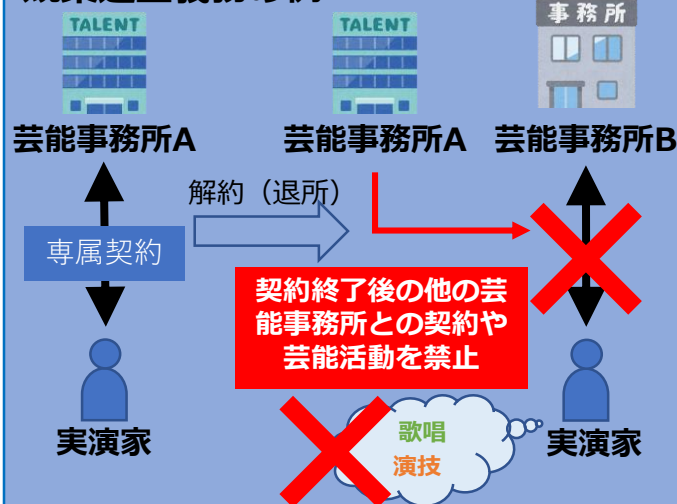
独占禁止法上の考え方

期間延長請求権を契約上規定・行使することは、実演家が退所の意思を示しているにもかかわらず、専属マネジメント契約を一方的に延長し拘束するものであり、実演家の自由かつ自主的な判断による芸能事務所の選択を阻害するものである。そのため、例えば、

- 実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、**期間延長請求権を規定・行使することで実演家の移籍・独立を断念させることなどにより、実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用**として独占禁止法上問題となる。
- 芸能事務所が、期間延長請求権を規定・行使することで、**他の芸能事務所が実演家を確保できなくなるなどにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、排他条件付取引又は拘束条件付取引**として独占禁止法上問題となる。
- 芸能事務所が、実演家と契約するに当たり、**期間延長請求権を規定することについて、十分な説明を行わず、又は虚偽若しくは誇大な説明をし、これにより、実際の契約内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、他の芸能事務所と取引し得る実演家を自己と契約するように不当に誘引する場合には、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引**として独占禁止法上問題となる。

※ 期間延長請求権の規定・行使は、育成費用の未回収分を回収するという目的の達成のために合理的な必要性かつ手段の相当性が認められる範囲のみで、あくまでも例外的にしか許容されない（必要性等が認められるかについては、課される制約が費用回収に必要な期間にとどまっているか、金銭的補償による代替の可能性、十分に協議が行われたかなどの事情が考慮される。なお、「費用回収に必要な期間」の考え方は、後記「移籍・独立に係る金銭的給付」における「育成費用の未回収分」の考え方と同様である。）。

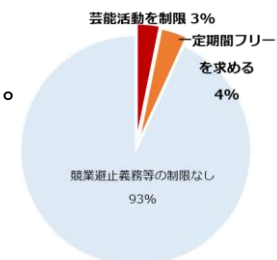
競業避止義務の例



調査結果

- 競業避止義務等とは、契約終了後の一定期間又は無期限で退所した実演家が一切の芸能活動を行わない、他の芸能事務所に対して役務提供を行わない等、実演家の芸能活動を制限するものである。
※「等」とは、退所後の一定期間フリーとさせることなどの活動制限を含む。
- アンケート調査では、競業避止義務等の活動制限をする芸能事務所は1割未満だったが、実演家に対するヒアリング調査では、契約終了後は他の芸能事務所への移籍が一定期間禁止される、一定のフリー期間を経る必要があるなどの回答があった。
- 芸能事務所に対するヒアリング調査では、競業避止義務等の目的は他の芸能事務所への引き抜き防止又は育成費用の回収であるとの回答があった。また、事業者団体や有識者に対するヒアリング調査では、営業秘密の保持であるとしても実演家が職務上知り得る秘密情報はなく正当化する事由はないとする回答もあった。

退所後の活動制限



独占禁止法上（■）・競争政策上（✓）の考え方

競業避止義務等は、実演家の実演という事業活動を直接に制約するものであり、実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するものとして、不利益の程度は相当に大きい。そのため、例えば、

- 実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、**実演家に対して競業避止義務等を課すことで実演家の移籍・独立を断念させることなどにより、実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、優越的地位の濫用**として独占禁止法上問題となる。
- 芸能事務所が、競業避止義務等を課すことで、**他の芸能事務所が実演家を確保できなくなるなどにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、排他条件付取引又は拘束条件付取引**として独占禁止法上問題となる。
- 芸能事務所が、実演家と契約するに当たり、**競業避止義務等を課すことについて、十分な説明を行わない又は虚偽若しくは誇大な説明をし、これにより、実際の契約内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、他の芸能事務所と取引し得る実演家を自己と契約するように不当に誘引する場合には、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引**として独占禁止法上問題となる。

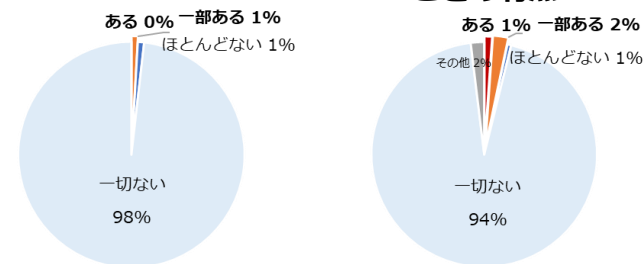
※ 個別事例ごとの具体的態様に照らして独占禁止法上問題となるかが判断されることとなるが、実演家が営業秘密を知ることが例外的な場合であると考えられること等を踏まえると、そもそも競業避止義務等を課すこと自体の必要性・相当性が認められない可能性が高い。

- ✓ **原則として、競業避止義務等の活動制限を契約上規定すべきではなく、仮に、保護されるべき営業秘密を実演家が把握するような場合には、より競争制限的でない他の手段として、まずは秘密保持契約を検討すべきである。**

調査結果

- ・ 芸能事務所が、退所する実演家又は現在所属する実演家が移籍予定の芸能事務所に対して、金銭的給付（いわゆる移籍金）を要求することがある。
- ・ アンケート調査では、退所した実演家に関して金銭的給付を要求したことが「ある」「一部ある」とする芸能事務所は計1%、そのような要求を受けたことが「ある」「一部ある」とする芸能事務所は計3%であった。
- ・ 他方で、実演家に対するヒアリング調査では、芸能事務所に長い間貢献してきた又は既に売れた状態で入所したにもかかわらず高額な移籍金を要求されたり、不合理な理由から移籍金を要求されたりするなどの回答があった。

退所した実演家に係る 金銭的給付の求めの有無
移籍してきた実演家に係る 金銭的給付の求めを受けたことの有無



独占禁止法上の考え方

芸能事務所が退所する実演家に対して育成費用の未回収分を回収するという目的に比して不相当に高額な金銭的給付を要求することは、かかる要求をすること自体が実演家の移籍・独立を躊躇させるなど、実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する効果等を有する。そのため、例えば、

- 実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、退所する実演家に対して**金銭的給付を要求することで、実演家の移籍・独立を断念させることなどにより、実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用**として独占禁止法上問題となる。
- 芸能事務所が、退所時に金銭的給付を要求することで、**他の芸能事務所が実演家を確保できなくなることなどにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、排他条件付取引又は拘束条件付取引**として独占禁止法上問題となる。
- 芸能事務所が、退所時に金銭的給付を要求することで、**他の芸能事務所と実演家との取引を妨げることにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、取引妨害**として独占禁止法上問題となる。
- 芸能事務所が、実演家と契約するに当たり、**退所時に金銭的給付を要求することについて、十分な説明を行わず、又は虚偽若しくは誇大な説明をし、これにより、実際の契約内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、他の芸能事務所と取引し得る実演家を自己と契約するように不当に誘引する場合には、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引**として独占禁止法上問題となる。

※ 金銭的給付の要求は、育成費用の未回収分を回収するという目的を達成するために合理的な必要性かつ手段の相当性が認められる範囲の金額でしか許容されない（必要性等が認められるかについては、育成費用の未回収分の回収に必要な金額にとどまっているか、十分に協議が行われたか等の事情が考慮される。）。「育成費用の未回収分」については、実演家が移籍・独立しなかった場合でも、芸能事務所が、常に実際に生じた当該実演家の育成費用の未回収分の全額を回収できるとは限らないこと、実演家の能力・顧客誘引力は、当該育成のみならず、実演家個人の努力や才覚により向上等する場合も考えられ、全て芸能事務所からの育成による結果と考えることができない場合もあることから、育成費用の未回収分の全額がそのまま適切な水準となるとは限らない。

調査結果

- ・ 実演家に対するヒアリング調査では、芸能事務所から以下の行為を受けたとする回答があった。
 - i 芸能事務所が実演家の入所時にした説明と異なり、契約期間満了時に退所させないこと
 - ii 芸能事務所を移籍・独立するとその後の芸能活動を一切行えなくなる旨脅すこと
 - iii 契約上、契約期間中に他の事務所と移籍の交渉を行うことを禁じること
 - iv 実演家の悪評を移籍予定先の事務所やマスコミ等に流布すること
 - v 実演家を担当していたマネージャーが実演家とともに退所の意思を有しているにもかかわらず、当該マネージャーの競合する芸能事務所等への転職を禁止すること又は実演家の退所後に当該マネージャーが退所したとしても関与しないこと等を実演家の移籍・独立の条件とすることによって、実演家が当該マネージャーと共に移籍・独立を行うことを妨げること

独占禁止法上（■）・競争政策上（✓）の考え方

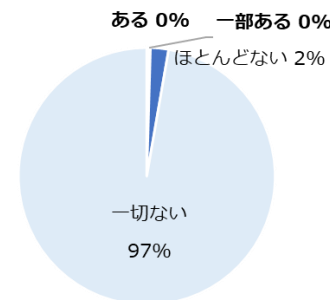
上記 i ～ v は、実演家の移籍・独立を躊躇・断念させるものであり、実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する効果を有する。そのため、例えば、

- 実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、上記 i ～ iii のような行為により、**実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用**として独占禁止法上問題となる。
 - 芸能事務所が、上記 i ～ v のような行為により、**実演家と他の芸能事務所との取引を妨げることにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、取引妨害**として独占禁止法上問題となる。
- ※ なお、上記 i ～ v は、実演家の移籍・独立を妨害する行為を例示したものであり、これら以外の実演家の移籍・独立を妨害する行為についても、独占禁止法上問題となり得る。
- ✓ 芸能事務所の言動によって実演家や移籍先の芸能事務所が移籍・独立を躊躇することを踏まえると、**芸能事務所は、実演家が移籍・独立を躊躇することにつながるような言動をすべきではない。**

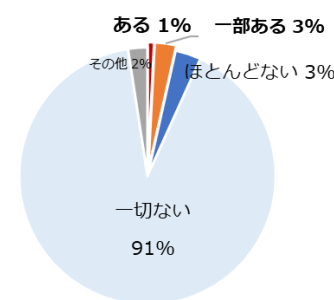
調査結果

- ・ 芸能事務所が、実演の場の提供者である放送事業者等の取引先に対して、移籍・独立した実演家本人を出演させないよう働き掛けたり、当該実演家と取引する場合は当該芸能事務所所属する他の実演家の出演を取りやめる旨を伝えたりする場合がある。
- ・ アンケート調査では、移籍・独立した実演家に関して、取引先等に働き掛けを行ったことが「ある」「一部ある」とする芸能事務所は計0%、そのような働き掛けを受けたことが「ある」「一部ある」とする芸能事務所は計4%であった。
- ・ 芸能事務所に対するヒアリング調査では、かつては芸能事務所による働き掛けもあったが、徐々に減ってきているなどとする回答があった。また、放送事業者等に対するヒアリング調査では、芸能事務所からの働き掛けがない場合でも、放送事業者等の判断に基づいて、実演家の出演を自主的に控える場合があるなどといった回答があった。
- ・ 他方で、実演家に対するヒアリング調査では、芸能事務所が退所した実演家に関して以下の行為を行ったとする回答があった。
 - i 放送事業者等に対し、退所した実演家を出演させないよう働き掛けること
 - ii 他の芸能事務所等に対し、退所した実演家と共に業務を行わないよう働き掛けること
 - iii 退所した実演家の情報を芸能事務所のウェブサイトに掲載したままとするなどの方法により、放送事業者等に当該実演家がいまだに自所に在籍している旨誤認させ、実演家に対する役務提供の依頼を自所に誘引し、当該実演家の出演を拒否等することによって、退所した実演家の取引機会を奪うこと

退所した実演家に係る圧力を
掛けたことがあるかの認識



移籍してきた実演家に係る圧力
を受けたことがあるかの認識



独占禁止法上（■）・競争政策上（✓）の考え方

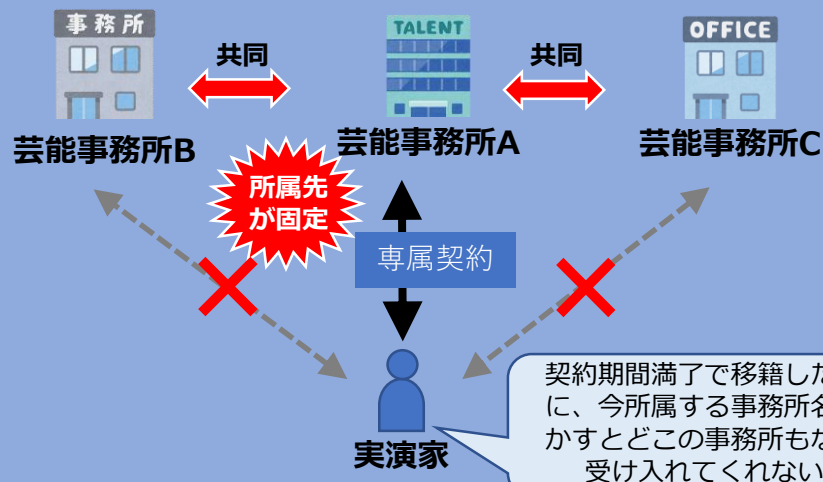
上記 i ～ iii は、実演家が本来行うことができた業務を行えなくさせ得る行為であり、実演家の活動を阻害する効果を有する。そのため、例えば、

- **芸能事務所が、実演家又は他の芸能事務所と放送事業者等との取引を妨げることにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、取引妨害として独占禁止法上問題となる。**

※ 上記 i ～ iii は、移籍・独立した実演家の活動を妨害する行為を例示したものであり、これら以外の妨害行為についても、独占禁止法上問題となり得る。

- ✓ 芸能事務所による放送事業者等の取引先や関連事業者に対する働きかけによって実演家の活動が阻害される場合があることを踏まえると、**芸能事務所は、上記 i ～ iii といった妨害行為のみならず、取引先等に忖度をさせたり、トラブルの可能性があるのであるために起用を見送らせるというようなことにならないよう言動に留意すべきである。**

所属する実演家の引き抜きをお互いにやめて、自社の実演家を抱え込もう。
また、引き抜いたと他の事務所に思われてしまわないように、退所直後の実演家の入所は互いに断ろう。



調査結果

- 芸能事務所に対するヒアリング調査では、明示的に、複数の芸能事務所が共同して又は事業者団体が実演家の移籍を制限しているとの実態を把握するには至らなかったものの、「業界として引き抜きは御法度である」、「団体内での移籍はしないこととなっている」「（実演家の移籍の話に移籍しようとした芸能事務所の経営陣が知ったら、実演家が所属する事務所に連絡し、）移籍の話はなかったことにする」などと、芸能事務所間の移籍は許されないという認識の芸能事務所が複数あった。
- また、専属契約期間満了後に移籍する場合も含めて、移籍を受け入れると「受け入れた事務所はその後厳しい立場に立たされてしまう」、「引き抜いたと見えないように実演家に一定期間フリー期間を挟ませる」という芸能事務所の回答もあった。

独占禁止法上の考え方

複数の芸能事務所が共同して又は事業者団体が実演家の移籍を制限することは、実演家が自由に所属する芸能事務所を選択することを妨げ、実演家を獲得する市場などにおける芸能事務所等の間の競争を回避・停止するものであることから、強い競争制限効果を有する。そのため、仮に、

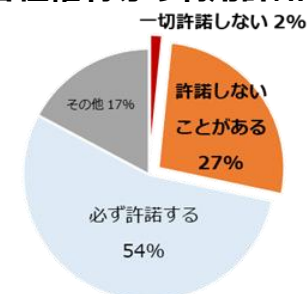
- 複数の芸能事務所が共同して実演家の移籍を制限することで、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限として独占禁止法上問題となる。
- 事業者団体が実演家の移籍を制限する場合には、独占禁止法上問題となる。
- 複数の芸能事務所が共同して、移籍を希望する実演家との契約を拒絶するなどした場合には、これによって一定の取引分野における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、一般に公正な競争を阻害するおそれがあり、原則として共同の取引拒絶として独占禁止法上問題となる。

※ 不当な取引制限又は共同の取引拒絶の「共同して」とは、複数事業者間での明示的な合意に限られるものではなく、暗黙の了解又は共通の意思の形成も含まれる。

調査結果

- ・ 芸能事務所が実演家からその在籍期間中に譲渡を受けた著作権等の各種権利（例えば、過去素材の利用に係る権利）等が、当該実演家の退所後も芸能事務所に帰属する場合、その利用は芸能事務所が許諾する。
- ・ アンケート調査では、退所した実演家の各種権利等について利用許諾を求められた場合の対応として、約3割の芸能事務所が「一切許諾しない」又は「許諾しないことがある」と回答した。
- ・ 芸能事務所に対するヒアリング調査では、ほとんどの芸能事務所が基本的に許諾をする一方で、名誉棄損的に使用されるような悪意のある場合など許諾しない場合もあるとの回答があった。
- ・ 実演家に対するヒアリング調査では、正当な理由なく過去素材の利用が許諾されない場合があった、過去素材の利用を許諾しないことで退所後の実演家の活動妨害をしていたとの回答があった。

退所した実演家に係る
各種権利等の利用許諾



独占禁止法上（■）・競争政策上（✓）の考え方

芸能事務所が実演家からその在籍期間中に譲渡を受けた著作権等の各種権利等は、当該実演家の退所後も芸能事務所に帰属する場合がある。このように、芸能事務所に権利を一元化し、当該権利等について利用の許諾を求められた場合に、許諾しないことがあったとしても、直ちに独占禁止法上問題となるわけではない。しかしながら、例えば、

- 芸能事務所が、放送事業者等の取引先、退所した実演家又は移籍先の芸能事務所からの各種権利等の利用の許諾の求めに対して、**退所した実演家を市場から排除するなどの目的のために許諾せず、実演家の事業活動が困難となるおそれがあるような場合には、取引拒絶**として独占禁止法上問題となる。

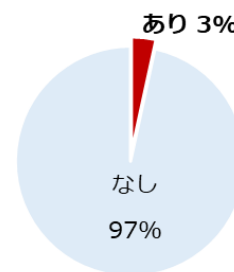
※ 市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段であるかどうかは個別具体的な事情を総合的に考慮して判断されることとなるが、名誉棄損的に使用されるおそれがあるというような合理的な理由がない場合、又は合理的な範囲で使用料等について十分に協議等することなしに使用を一切認めない、というような場合には、独占禁止法上不当な目的のためであると判断され得ると考えられる。

- ✓ 芸能事務所は、**各種権利の利用を許諾しない場合にはその理由について許諾を求めた者に十分説明すべきであり、許諾しないことに特段の合理的な理由がなければ、各種権利等の利用を許諾すべきである。**

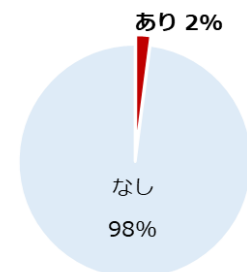
調査結果

- ・ 芸能事務所と実演家の契約では、実演家の所属期間中に付された芸名又はグループ名（以下、「芸名等」という。）は、退所後においても当該芸能事務所に帰属するとされる場合がある。
- ・ アンケート調査では、芸名等の使用の制限をすると回答した芸能事務所がわずかであった。
- ・ 実演家に対するヒアリング調査では、「合理的な理由がなく改名させられた」、「芸名等の使用が制限され改名すると、芸能活動に支障が出る」とする回答があった。

芸名の制限



グループ名の制限



独占禁止法上（■）・競争政策上（✓）の考え方

芸能事務所が、退所する実演家に対して、それまで使用していた芸名等の使用を制限する行為は、実演家が退所後に顧客誘引力を有する芸名等を使用できず、その後の実演家の収益が減少するなどの不利益を生じ得るものである。そのため、例えば、

- 芸能事務所が、芸能事務所と実演家との契約条件等により、**芸名等について退所した後においても芸能事務所に帰属している場合に、退所した実演家等を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成する手段として芸名等の使用を許諾せず、これによって実演家の通常の事業活動が困難となるおそれがある場合には、単独の取引拒絶**として独占禁止法上問題となる。
- 芸名等が芸能事務所に帰属しないにもかかわらず、退所した実演家に対して芸名等の使用をしないよう求めることにより、**実演家を排除する又は実演家の取引機会を減少させるような状態をもたらすおそれが生じる場合には、取引妨害**として独占禁止法上問題となる。
- 芸能事務所が、実演家と契約するに当たり、**芸名等を芸能事務所に帰属させることについて、十分な説明を行わず、又は虚偽若しくは誇大な説明をし、これにより、実際の契約内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、他の芸能事務所と取引し得る実演家を自己と契約するように不当に誘引する場合には、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引**として独占禁止法上問題となる。

※ 市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するためであるかどうかは個別具体的な事情を総合的に考慮して判断されることとなるが、芸能事務所においてグループ名を引き続き使用する若しくは芸名等の価値の向上のために芸能事務所が投資した費用が回収できていないというような合理的な理由がない場合、又は投資した費用を回収する必要があるが合理的な範囲で使用料等について十分に協議等することなしに使用を一切認めない、というような場合には、独占禁止法上不当な目的のためであると判断され得ると考えられる。

- ✓ 芸能事務所は、**特段の合理的な理由が無い限り芸名等の使用の制限を行うべきではなく、制限する場合にはその理由について実演家に十分に説明・協議すべきである。**

調査結果

- ・ 実演家が芸能活動によって得る対価は、一般的に、実演家が実演を提供した取引先から芸能事務所が対価を受け取り、その対価のうちから実演家に報酬等として固定の金額又は一定の分配比率により計算された金額である。
- ・ 実演家に対するヒアリング調査では、①報酬が少ないため、報酬額、歩合の率、支払方法（固定制、歩合制等）等の変更を求めても交渉に応じてくれない、②事前に説明されていないにもかかわらず、芸能事務所が経費等を実演家の取り分から差し引くため契約上の報酬分配より比率が少なくなる、③番組の再放送等による報酬や、グッズ販売などの実演以外の報酬が支払われていないという回答があった。

独占禁止法上の考え方

実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、例えば、**以下のような行為を行うことで実演家の報酬が著しく低くなることなどにより、実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、優越的地位の濫用**として独占禁止法上問題となる。

- ① 契約締結時又は契約更新時等に、実演家に十分説明・協議を行わず著しく低い報酬を一方的に決定する行為
- ② 契約上明記していない又は実演家に契約締結時等に十分説明・協議していないにもかかわらず、取引先との契約額から経費等を引き抜いた上で実演家に報酬を支払う行為
- ③ 契約上明記していない又は実演家に契約締結時等に十分説明・協議していないにもかかわらず、実演家の権利に応じて支払われるべき以下の報酬等を実演家に支払わない行為
 - i 実演の二次使用料等
 - ii 実演家の知名度を利用したグッズの販売、SNS、ファンクラブ等の運営により得た利益
 - iii レコード会社から芸能事務所に支払う契約金等の金銭のうち専属義務に基づき実演家を拘束することへの対価、実演を行うことへの対価

調査結果

- 実演家と芸能事務所はそれぞれ独立した事業者であり、雇用関係にはないことから、芸能事務所が実演家に指揮命令をするものではない。
- 実演家等に対するヒアリング調査では、芸能事務所に対して、「業務の内容や報酬は、判明した時点で伝えられている」、「NG業務を指定することができる」とする回答があった。一方で、同調査では、「望んでいないにもかかわらず身体の露出が高い仕事を強要されることがある」とする回答もあった。

独占禁止法上の考え方

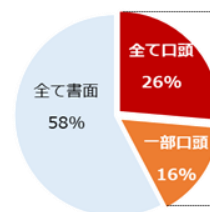
芸能事務所が、実演家が拒否をしているにもかかわらず強制的に業務を実施させる場合などは、本来個人事業主として業務を選択することができる立場にある実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する効果が生じる。そのため、例えば、

- 実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、**実演家が業務を拒否しているにもかかわらず当該業務を強制的に実施させることにより、当該実演家に一定の方向付けがなされてしまい、当該実演家が本来望む方向の実演依頼が来なくなるようにさせるなど実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用**として独占禁止法上問題となる。

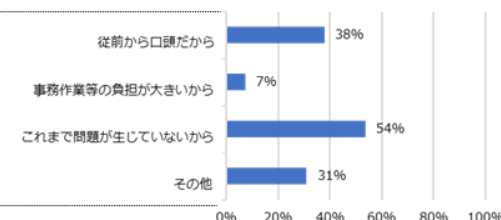
調査結果

- アンケート調査では、実演家との契約を「全て書面」により行っている芸能事務所は約6割、「全て口頭」により行っている芸能事務所は約3割であった。また、契約を書面により行わない理由として、「書面がなくても、これまで問題が生じていないから」とする芸能事務所が約5割と最も多かった。
- アンケート調査では、新たに入所する実演家に対して、契約期間中に問題となりうる事項については説明したとする芸能事務所は5割～7割と多くみられる一方で、退所後に問題となり得る事項については説明したとする芸能事務所は2割～4割と比較的少数にとどまった。また、契約の内容を明示的に説明していないとする芸能事務所も約1割存在した。
- 芸能事務所に対するヒアリング調査では、実演家との契約に際し、あらかじめ契約書案を渡すことで、契約内容を確認する一定の期間を設けているとする芸能事務所があった。
- 一方、実演家に対するヒアリング調査では、実演家が契約書の必要性を訴えたにもかかわらず長期間契約書が作成されなかった、契約内容が説明されず不明瞭なまま契約を締結してしまったとする回答があった。

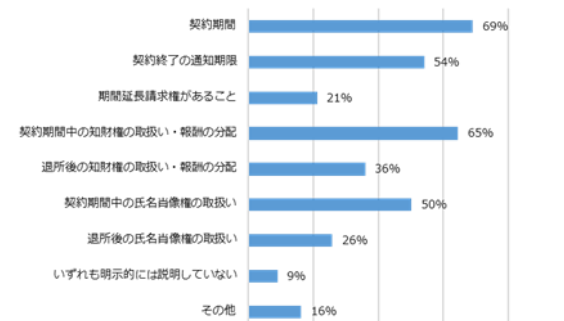
契約書の有無



書面で契約しない理由



入所前の説明事項



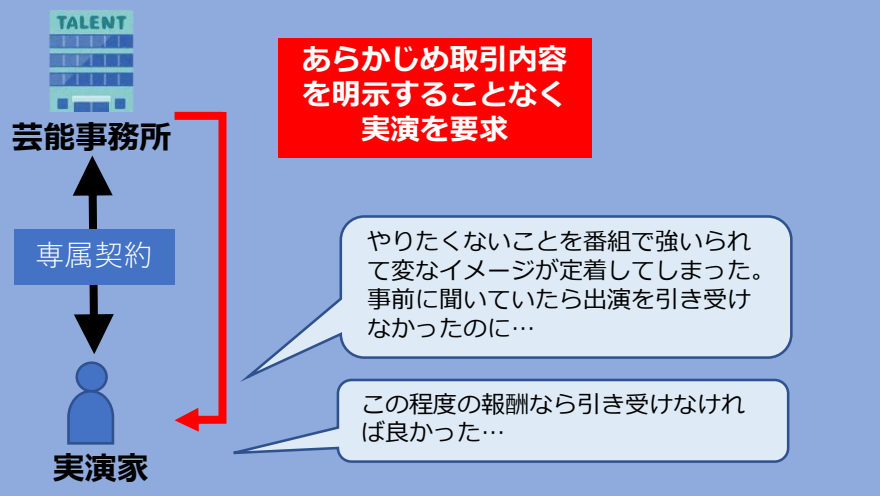
独占禁止法上（■）・競争政策上（✓）の考え方

芸能事務所が所属を希望する実演家と契約を行う際に、書面を取り交わさず口頭で契約を行う、又は契約内容を十分に説明しないこと等自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、一般的には、実演家は芸能事務所と比べて、経験や知識、情報が少なく、交渉力も弱い場合が少なくないと考えられる。そのため、例えば、

- 芸能事務所が、**契約書を取り交わさないこと又は実演家に契約内容を十分に説明しないことは、契約内容が明確でない状態で実演家が役務を提供することとなり、実演家にあらかじめ計算できない不利益を与えるなどの優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。**
- 芸能事務所が、実演家と契約するに当たり、**金銭の支払・請求に関する事項、実演家の活動（退所後を含む）を阻害し得る事項、各種権利の帰属に関する事項などの重要な事項について、十分な説明を行わず、又は虚偽若しくは誇大な説明をし、これにより、実際の契約内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、他の芸能事務所と取引し得る実演家を自己と契約するように不当に誘引する場合には、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引として独占禁止法上問題となる。**
- ✓ 芸能事務所は、**実演家（特に若年の実演家）との契約締結時及び契約更新時において、契約内容を明確化した上で契約を書面で行い、重要な事項についてはその目的を含め十分に説明するべきである。**

調査結果

- ・ 実演家に対するヒアリング調査では、事前に実演等に係る取引内容（業務の内容や報酬等の条件等）を知らされなかったことにより、自身が想定していなかった業務、報酬の低い業務などを行わざるを得なかったとする回答があった。



独占禁止法上の考え方

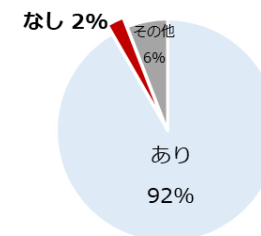
芸能事務所が実演家に対して、実演等に係る取引内容の詳細を伝えないことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、一般的には、取引内容を事前に伝えられないことにより、本来個人事業主として業務を選択することができる立場にある実演家が、自由に業務を選択できない状況に陥りやすくなると考えられる。そのため、例えば、

- 芸能事務所が、当該芸能事務所が知り得る取引内容について、実演家に業務を依頼する際に明らかにしないことは、**取引内容が明確でないままに当該実演家が役務を提供することとなり、当該実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害することなどにより、優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。**

調査結果

- アンケート調査では、歩合制の場合に実演家の報酬額の算定根拠となる明細を「明示している」とする芸能事務所は92%、「明示していない」とする芸能事務所は2%であった。
- 一方、実演家に対するヒアリング調査では、芸能事務所と放送事業者等との契約額や実演家に請求される費用の内訳が知らされず、実際に適正な分配がなされているか不安とする回答が複数あった。

明細の明示
(歩合制の場合)



独占禁止法上の考え方

芸能事務所が、実演家に対して、報酬を支払う際に明細等を十分に示さないことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、例えば、

- 芸能事務所が実演家に対し、当該実演家が受け取る報酬のみを示し、放送事業者等との契約金額の総額等を明らかにしない場合は、**当該実演家はその報酬の妥当性を確認することが困難となり、著しく低い対価での取引などの優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。**

調査結果

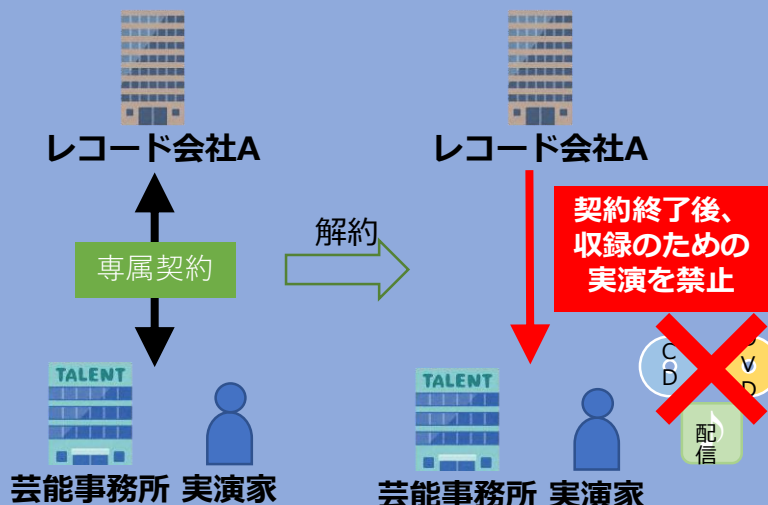
- ・ 芸能事務所に対するアンケート調査及びヒアリング調査では、放送事業者等からの取引条件の事前の明示や交渉等の状況について、以下のような回答があった。
 - i 事前に契約条件が提示されない
 - ii 立場が弱く契約条件に意見を言うことが業務が無くなるため、交渉ができない（交渉を求めても応じてくれない）
 - iii 業務依頼時等にスケジュールが長期間押さえられた場合でも、その内限られた日しか業務は行わず、それ以外の日に本来行うことができた業務を行うことができない
 - iv 取引先の都合により直前に業務が無くなっても補償が無い
- ・ 放送事業者等に対するヒアリング調査では、一部の放送事業者を除き、多くの取引で契約書を取り交わさないという回答があった。

独占禁止法上（■）・競争政策上（✓）の考え方

放送事業者等が芸能事務所・実演家への個別発注について契約を行う際に、書面を取り交わさず口頭で契約を行うこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、例えば、

- 放送事業者等が、事前に契約書を取り交わさない又は芸能事務所・実演家に契約内容を十分に説明しないことは、**契約内容が明確でない状態で芸能事務所・実演家が役務を提供することとなり、芸能事務所・実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害することなどにより、優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。**
- 芸能事務所・実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる放送事業者等が、**具体的な契約条件を事前に提示していたとしても、その地位を利用して、芸能事務所・実演家と十分な協議を行わず著しく低い対価を一方向的に決定することにより、芸能事務所・実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用**として独占禁止法上問題となる。
- ✓ 契約の書面化が進んでいないことについては、文化芸術の担い手である芸術家等における契約慣行の改善の方向性等を示すことを目的に、文化庁が、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」での検討結果として、**「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」**を公表しており、このガイドラインにおいて「実演家の出演に関する契約書のひな型例及び解説」が示されている。**競争政策上の観点からも、放送事業者等は、このようなひな型も参考にして、契約の書面化を進めるべき**である。

実演禁止条項とは



調査結果

- ・ 実演禁止条項とは、レコード会社と芸能事務所・実演家との契約終了後の一定期間、実演家による当該レコード会社以外における収録のための実演（原盤制作、配信等）を行うことを禁止する条項をいう。
- ・ レコード会社に対するヒアリング調査では、実演禁止条項を規定する目的として「契約期間中に他社で収録するなどの専属義務違反を予防する目的がある」などの回答があった。また、「音楽配信では、実演家のファンを離れさせないように継続して配信することが重要であり、実演禁止条項を規定しない方がメリットがある」との回答もあった。
- ・ 一方、芸能事務所等に対するヒアリング調査では、「実演禁止条項は、現在ではストリーミング配信も禁止するなど範囲が拡大し、実演家に対する実質的な活動制限である」などの回答があった。

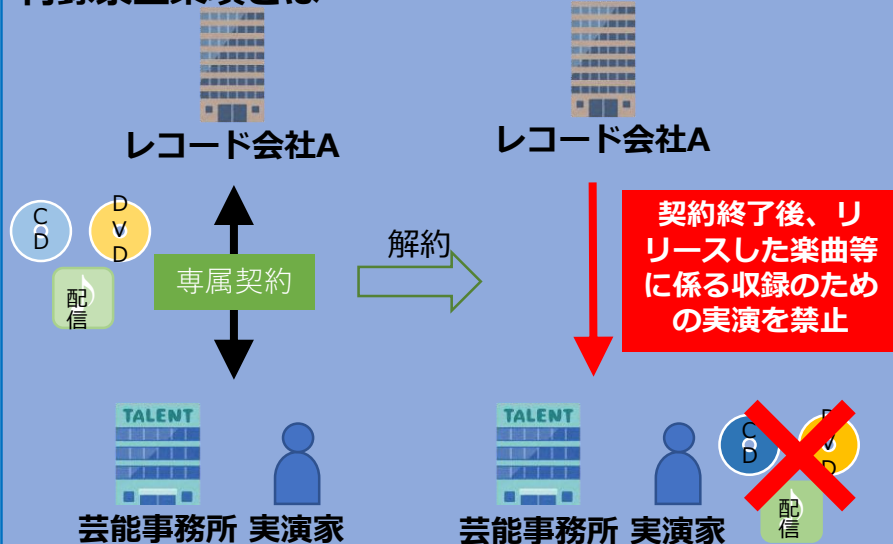
独占禁止法上の考え方

実演禁止条項は、実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するものとして、不利益の程度は相当に大きいと考えられる。そのため、例えば、

- 芸能事務所・実演家に対して取引上の地位が優越していると認められるレコード会社が、その地位を利用して、**芸能事務所・実演家との契約において実演禁止条項を規定することにより、芸能事務所・実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用**として独占禁止法上問題となる。
- レコード会社が、芸能事務所・実演家との契約において実演禁止条項を規定することで、**他のレコード会社が実演家を確保できなくなること又は実演家を確保したとしても収録のための実演を行わせることができないことにより、他のレコード会社が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、排他条件付取引又は拘束条件付取引**として独占禁止法上問題となる。

※ より競争制限的ではない他の手段として損害賠償を要求するというような手段も検討し得ること等を踏まえると、実演禁止条項の必要性・相当性に疑義がある。

再録禁止条項とは



調査結果

- 再録禁止条項とは、レコード会社と芸能事務所・実演家との契約終了後の一定期間、実演家が当該レコード会社において既にリリースした楽曲等に係る収録のための実演（原盤制作、配信等）を行うことを禁止する条項をいう。
- レコード会社に対するヒアリング調査では、再録禁止条項を規定する理由として、移籍先のレコード会社に同一楽曲をカバーされると、前のレコード会社の同一楽曲の売上げに影響があるためなどの回答があった。また、その期間の起算点について、多数ある楽曲を管理する観点から契約終了時点としているなどの回答があった。
- 一方、芸能事務所等に対するヒアリング調査では、再録禁止条項は強い制限である、楽曲発売ではなく契約終了を起算点としている点が問題であるとの回答があった。

独占禁止法上の考え方

再録禁止条項は、長期間の契約期間中にリリースした楽曲等について、一律に収録のための実演を禁止する場合には、専属契約終了後の実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するものとして、不利益の程度は相当に大きい。そのため、例えば、

- 芸能事務所・実演家に対して取引上の地位が優越していると認められるレコード会社が、その地位を利用して、**芸能事務所・実演家との契約において再録禁止条項を規定することにより、芸能事務所・実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、優越的地位の濫用**として独占禁止法上問題となる。
- レコード会社が、芸能事務所・実演家との契約において再録禁止条項を規定することで、**他のレコード会社が実演家のこれまでの楽曲を利用できなくなり、他のレコード会社が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、排他条件付取引又は拘束条件付取引**として独占禁止法上問題となる。

※ 再録禁止条項は、投資を回収するという目的の達成のために合理的な必要性かつ手段の相当性が認められる範囲で許容されるべき（必要性等が認められるかについては、再録が禁止される期間が投資回収に必要な期間にとどまっているか、金銭的補償による代替の可能性、十分に協議が行われたかなどの事情を考慮して判断される。契約期間中の全ての楽曲について一律に契約終了時点から相当な期間の再録を禁止している場合には、再録禁止条項を規定する必要性に比べて過剰な制限であり、必要性・相当性が認められない可能性があると考えられる。）。